

仕 様 書

1 委託業務名

不法投棄監視パトロール業務

2 業務の目的及び内容

廃棄物の不法投棄等の不適正処理（以下「不法投棄等」という。）の未然防止と早期発見及び各パトロール対象地における事業者の活動時間帯を確認することを目的に、閉庁日における監視パトロールを行う。

3 委託期間

契約締結日の翌開庁日から令和9年3月31日まで

4 実施場所及び実施方法等

(1) 実施場所（詳細は別表1を参照）

北部 A ルート	市役所～和邇～伊香立南庄町（往復約 55km）
	○要監視地点 . . . <u>9箇所</u>
北部 B ルート	市役所～山上町～北小松（往復約 85km）
	○要監視地点 . . . <u>8箇所</u>
南部 A ルート	市役所～大石（往復約 50km）
	○要監視地点 . . . <u>7箇所</u>
南部 B ルート	市役所～大石（往復約 70km）
	○要監視地点 . . . <u>5箇所</u>

(2) 実施日及び実施時間

実施日：原則、市の指定する週の閉庁日（別表2のとおり）のうち、いずれか1日（年間47日）とする。

実施時間：日の出から日没までの間の適切な時間とする。

ただし、パトロール実施日と実施場所については、委託者と協議の上で変更できるものとする。

また、パトロール実施時間については、委託者より指定することがあるため、受託者と協議のうえ実施するものとする。

(3) 実施方法

①監視パトロール

ア 監視パトロール主任者と担当者の2名以上1組で実施すること。

イ 受託者は、委託契約締結後速やかに業務に従事する監視パトロール主任者と担当者を選任し、委託者に報告すること（様式1）。

ウ 監視パトロール主任者は、止むを得ない場合を除いて変更しないこと。

- エ 別表 2 に従って、実施日に所定のルート 1 つを巡回のうえ、ルート上の市の指定するすべての要監視地点の状況を確認し、記録すること。
- オ 状況確認、写真撮影等にあたっては、原則、道路等の公共の場から実施し、土地所有者の許可なく私有地に立ち入らないこと。
- カ 使用する車両及び写真機材等、業務遂行に必要な物品は受託者が準備する。
- キ 業務に従事する者の服装は、受託者が警備業法に基づいて公安委員会に届けられている制服、制帽とする。
- ク 受託者は、業務に従事する者の受傷事故防止のために必要な措置を講じ、車両の運行について、適正に業務が実施できるよう努めること。
- ケ 受託業務従事者であることを明示するため、委託者が支給するマグネット式シートを使用する車両の両側に貼付すること。
- コ 所定のルート上で不法投棄等を確認した場合は、状況を記録すること（様式 2）。
- サ 不法投棄等を確認した場合で緊急に対応を要するときは、警察署、消防署等の機関へ通報のうえ、委託者へ報告すること。

②記録の報告

- ア 受託者は、監視パトロール終了後、日報（様式 3）を作成し、現場の状況を撮影したデータ（様式 4）を添付したうえで、原則、翌開庁日の午前 10 時までに電子メールにて委託者へ報告すること。
- イ 受託者は、実施月の月報（様式 5）を作成して、翌月の 10 日（3 月分については、同月の 31 日）までに委託者に 1 部を提出すること。

5 委託業務に係る提出物

- (1) 契約締結時
 - ・着手届
 - ・監視パトロール主任者及び監視パトロール担当者報告書
 - ・業務計画書
- (2) 完了時
 - ・完了届

6 受託者の負担

本業務の実施に係る全ての経費（人件費、車両運行費・維持管理費、資材等購入費、通信費等）は、受託者の負担とする。また、トラブル等により発生した損害は、受託者が負担する。

7 委託料の請求及び支払

当該月に係る委託業務の検査合格後、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

8 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た情報等を他へ漏らしてはならない。

9 大津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について （「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

- (1) 受託者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注委託業務等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（様式6）により所轄警察署に届け出るとともに、委託者に報告するものとする。
- (3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、当該業務に支障が生じた場合は、委託者と協議するものとする。

10 諸法令の遵守

受託者は、諸法令を遵守し当該業務を実施すること。

11 その他

当該業務の履行に関し、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と協議して定めるものとする。